

平成26年2月26日開会  
平成26年2月26日閉会

# 平成26年第2回鳥取県西部広域 行政管理組合議会定例会会議録

鳥取県西部広域行政管理組合議会



# 平成 26 年第 2 回 鳥取県西部広域 行政管理組合議会定例会会議録

~~~~~

## 議事日程

平成 26 年 2 月 26 日 午後 2 時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第 4 号 鳥取県西部広域行政管理組合議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について（議員発議）
- 第 4 議案第 5 号 専決処分について（鳥取県西部広域行政管理組合分賦金条例の一部を改正する条例の制定について）  
議案第 6 号 鳥取県西部広域行政管理組合の消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について  
議案第 7 号 鳥取県西部広域行政管理組合消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 8 号 鳥取県西部広域行政管理組合消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 9 号 鳥取県西部広域行政管理組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 10 号 平成 26 年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計予算
- 第 5 報告第 1 号 議会の委任による専決処分について（損害賠償の額の決定について）
- 第 6 組合事務一般に対する質問
- 第 7 議案第 5 号～議案第 10 号（質疑・委員会付託・採決）  
報告第 1 号（質疑）
- 第 8 議案第 11 号 監査委員の任命について  
議案第 12 号 教育委員会委員の任命について

~~~~~

本日の会議に付した事件

議事日程第 1～第 8

~~~~~

出席議員（13人）

|     |      |     |      |     |       |
|-----|------|-----|------|-----|-------|
| 1番  | 野坂道明 | 2番  | 渡辺穰爾 | 3番  | 松井義夫  |
| 4番  | 笠谷悦子 | 5番  | 石橋佳枝 | 6番  | 伊藤ひろえ |
| 7番  | 遠藤通  | 11番 | 野口俊明 | 12番 | 青砥日出夫 |
| 13番 | 細田栄  | 14番 | 村上正広 | 15番 | 佐々木秀明 |
| 16番 | 川上富夫 |     |      |     |       |

~~~~~

欠席議員（1人）

10番 橋井満義

~~~~~

説明のため出席した者

|              |      |      |                  |        |      |
|--------------|------|------|------------------|--------|------|
| 管理者          | 米子市長 | 野坂康夫 | 副管理者             | 米子市副市長 | 角博明  |
| 教育長          |      | 北尾慶治 | 事務局長             |        | 足立信二 |
| 消防局長         |      | 武本和之 | 事務局総務課長          |        | 神庭千秋 |
| 消防局次長兼総務課長   |      | 亀尾崇  | 事務局次長兼施設課長       |        | 高浜健  |
| 事務局次長兼環境資源課長 |      | 安藤諭  | 事務局総務課長補佐兼入札財政係長 |        | 足立秀憲 |

~~~~~

## 事務局の職員

書記 板井寛典 書記 加藤公教

~~~~~

午後 2 時 00 分 開会

○議長（松井義夫） これより、平成 26 年第 2 回鳥取県西部広域行政管理組合議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

~~~~~

## 諸般の報告

○議長（松井義夫） 日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

橋井議員から、都合により本日の会議を欠席する旨の届け出がありましたので、ご報告申し上げます。

次に、議会閉会中に境港市議会選出松下議員及び岡空議員は任期満了となられ、現在、定数に 2 名の欠員が生じておりますので、ご報告いたします。

次に、地方自治法第 292 条において準用する同法第 121 条の規定により、本日の会議に説明のため出席を求めた者の職氏名は、お手元の報告書のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、監査委員から報告がありました例月出納検査の結果につきましては、お手元にその写しを配布しておりますので、ご了承願います。

なお、本日の議事日程は、お手元に配布しております日程書のとおり行いたいと思います。

~~~~~

## 第 1 会議録署名議員の指名

○議長（松井義夫） それでは、日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、組合議会会議規則第 54 条の規定により、1 番、野坂議員、及び 16 番、川上議員を指名いたします。

~~~~~

## 第2 会期の決定

- 議長（松井義夫） 次に日程第2、会期の決定を議題といたします。  
お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日限りといたしたいと思ひます。  
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（松井義夫） ご異議なしと認めます。  
よって、会期は本日1日と決定いたしました。

~~~~~

## 第3 議案第4号

- 議長（松井義夫） 次に、日程第3、議案第4号を議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。遠藤議会運営委員長。

- 議会運営委員長（遠藤 通） 議長。

- 議長（松井義夫） 遠藤議員。

- 議会運営委員長（遠藤 通）（登壇） ただ今、ご上程をいただきました議案第4号につきまして、議会運営委員会を代表し、提案理由のご説明を申し上げます。

議案第4号は、鳥取県西部広域行政管理組合議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

今回の改正は、平成26年4月1日からの事務局の機構改革に伴い、事務局施設課の名称が、事務局施設工事課に変更になりますことから、民生環境常任委員会の所管事項につきましても同様に改めようとするものでございます。

全議員の皆様のご賛同を賜りますよう、お願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

- 議長（松井義夫） これより、質疑に入ります。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（松井義夫） 別にないものと認め、質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（松井義夫） 別にないものと認め、討論を終結いたします。  
これより、議案第4号を採決いたします。  
本件については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（松井義夫） ご異議なしと認めます。

よって、原案のとおり可決されました。

~~~~~

#### 第4 議案第5号～議案第10号

#### 第5 報告第1号

○議長（松井義夫） 次に、日程第4、議案第5号から第10号までの6件、並びに、日程第5、報告第1号、以上7件を一括して議題といたします。

7件について、提案理由の説明及び報告を求めます。野坂管理者。

○管理者（野坂康夫） 議長。

○議長（松井義夫） 野坂管理者。

○管理者（野坂康夫）（登壇） ただ今、一括ご上程をいただきました議案第5号から議案第10号及び報告第1号について、ご説明を申し上げます。

まず、議案第5号は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成26年1月29日に専決処分をいたしました鳥取県西部広域行政管理組合分賦金条例の一部改正について、ご報告申し上げ、ご承認をお願いするものでございまして、本組合が大規模投資的事業を実施する際に、市町村が自ら起債することも選択肢の一つといたしましたことから、市町村ごと不起債を行い、本組合経費を負担する場合の負担額の算定方法について、所要の改正をいたしましたものでございます。

次に、議案第6号は、鳥取県西部広域行政管理組合の消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について、お願いするものでございまして、消防組織法の改正に伴い、これまで、国の政令で定められていた消防長及び消防署長の任命資格について、市町村が定めることとされたことから、これら任命資格を本組合において定めようとするものでございます。

次に、議案第7号は、鳥取県西部広域行政管理組合消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部改正について、お願いするものでございまして、火災調査、予防事務の効率化及び災害対応の迅速化等を図るため、米子市淀江町の管轄を米子消防署から大山消防署に改めようとするものでございます。

次に、議案第8号は、鳥取県西部広域行政管理組合消防手数料条例の一部改正について、お願いするものでございまして、国の地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正により、製造所等の設置許可、保安検査等の手数料が改定されることに伴い、本組合におきましても、この政令に示された額に従い、消防手数料を改正しようとするものでございます。

次に、議案第9号は、鳥取県西部広域行政管理組合火災予防条例の一部改正について、お願いするものでございまして、圏域住民の利便性と事務処理の効率化を図るため、消防局長が指定する火気等の使用を制限する場所の解除について、当該場所を管轄している消防署長が行えるよう、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議案第10号は、平成26年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計予算について、

お願いするものでございまして、平成26年度一般会計予算の歳出におきましては、職員の新陳代謝等による給与の減額や退職職員数が、26名から17名へ9名減少したことに伴う退職手当の減額など、人件費の減額がございましたものの、高機能消防指令システム更新事業の新規計上による普通建設事業費の増額により、前年度と比べ増加いたしております。

次に、これに対します歳入でございますが、この高機能消防指令システム更新事業につきましては、地方債を充当いたしますとともに、財政調整基金からの繰入れをすることにより、市町村負担金の増額の抑制に努めたところでございます。

その結果、平成26年度一般会計予算は、67億8,862万3,000円となり、前年度と比べまして、2億1,034万9,000円の増額といたしたところでございます。

なお、予算上、市町村負担金の額が増額となっておりますが、これは、先ほど議案第5号でご説明申し上げました市町村別の起債額が含まれておりますことから、この額を除く実質の市町村負担金の額は、前年度当初予算並みといたしております。

続きまして、報告第1号は、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、平成26年1月9日に専決処分をいたしました、法律上、組合の義務に属する救急活動中の事故に対します損害賠償額の決定について、ご報告を申し上げます。

なお、事故の概要、損害賠償額等の詳細につきましては、お手元の専決処分書のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

以上、各議案及び報告につきまして、ご説明を申し上げましたが、よろしくご審議をいただき、ご賛同を賜りますよう、お願いを申し上げます。

~~~~~

## 第6 組合事務一般に対する質問

○議長（松井義夫） 次に、日程第6、組合事務一般に対する質問を行います。

質問の通告がありますので、発言を許します。野坂議員。

○1番（野坂道明） 議長。

○議長（松井義夫） 野坂議員。

○1番（野坂道明） それでは、順次、質問をさせていただきます。

まず、入札制度の見直しについて、お尋ねします。

入札状況を見ていますと工事、委託共に1社入札が少なからず見受けられます。原因も含め、近年の状況とご認識について、お尋ねします。

○事務局長（足立信二） 議長。

○議長（松井義夫） 足立事務局長。

○事務局長（足立信二） 1社入札についてでございますけど、まず件数につきましては、平成23年度が15件、平成24年度が24件、平成25年度が24件となっております。

また、参加条件といたしましては、これら1社入札案件につきましては、例えば、委託料

で言いますと、エレベーター保守点検業務であれば、1級建築士、2級建築士又は昇降機検査資格者の資格、浄化場の槽清掃等業務であれば、危険作業主任者の資格及び過去3年間の同種の契約実績といった条件を設定しておりますが、これら条件は、当該業務を適正に履行する上で、必要不可欠な条件であると考えておりますことから、参加条件において、不必要な参加条件を設定して参加者業者を絞り込むというようなことはいたしておりません。また、工事におきましては、特別な条件は付してはおりません。複数の業者が実施可能なものとして入札を実施しておりますが、結果的に1社となったものと考えております。

○1番（野坂道明） 議長。

○議長（松井義夫） 野坂議員。

○1番（野坂道明） 条件面では、他の事例でも問題となったことがあります。実績ですね、業者の実績、これをどのように評価するかというのは、これはなかなか説明がつきそうでつかないところもあるんですね。例えば、業者さんの現在の技術力とかというのは、実績では量れませんし、実績があればどうなのかということもあります。ですから、実績に関してはですね、もう少しきちんと調査も含めて対応していただきたいんですね。実績をつけたがために、技術力があっても参加できない、ずっと参加できないというケースはあるんですね。これはしっかりと現状、実状というものを調査される必要があると思います。

予定価格につきまして、引き続き1社入札ですけど、予定価格につきましては、委託は非公表です。しかしながら、工事については事前公表を行っております。ただ、確認したところ、工事は希望型郵便入札ということで、これは結果1社というのは言えるんだろうと思いますが、委託については非公表ですけど、これは郵便入札は実施されておられません。競争性の確保の観点からも問題があると思いますけど、どのようなご見解ですか。

○事務局長（足立信二） はい、議長。

○議長（松井義夫） 足立事務局長。

○事務局長（足立信二） 本組合では、参加希望型の指名競争入札制度を導入しております。入札に参加する意思があつて、入札に参加する資格を有する者すべてに入札に参加する機会があることから、入札者が1社でも競争性が確保されていると考えております。

また、入札における競争性の有無は、何社が入札に参加しているかではなく、入札参加の機会が広く確保されていることなどから競争性があると考えております。

しかしながら、事務局の見解はこうでございますが、競争性という観点から、1社入札の実態並びに構成市町村並びに他団体の実態を十分すり合わせまして、今後精査研究をして参りたいと思いますのでよろしくお願ひします。

○1番（野坂道明） はい、議長。

○議長（松井義夫） 野坂議員。

○1番（野坂道明） 先に結論を言われましたので、それはそれで対応していただければ良いと思うんですけど、問題点は指摘しておきますね。

1社入札の中には、3ヶ年に亘り同一業者が落札するケースがあるんですね。また、委託

業務はね、なるほど予定価格は非公表ですけど、入札は参集型なんですね。つまり、一つの部屋に入って、入札参加者が1社だということを確認できるわけですよ。これが、要するに、この状態が入札の札にどういうふうに影響するかというのは、そんなに難しいあれではないと思いますよ。ここに落札率の状況という全部の資料がありますけど、まあその辺を裏付けるような内容にもなっております。ですから、先ほど工事の郵便入札というのは、どこが参加しているかわかりませんが、参集型をされている以上は1社入札というのは、極めて競争性は確保できないということで、入札を中止する自治体も多くあるんですね。これは見解は分かりますけど、十分に調査して、先ほど対応して参りたいというご答弁でしたから、お願いしたいと思います。

続きまして、最低制限価格の導入について、お尋ねします。1月の臨時議会におきまして、委託業務入札に関する質問、私の質問に対して、最低制限価格の導入について検討するとの答弁がありました。26年度、具体的にどのように取り組まれるのかお尋ねします。

○事務局長（足立信二） はい。

○議長（松井義夫） 足立事務局長。

○事務局長（足立信二） 委託業務のうちの清掃業務につきましては、従来から最低制限価格を設定しているところでございます。その他の業務で、労務費が大きなウエートを占めるものにつきましては、業務の不適切な履行や賃金の切り下げにつながりかねないおそれもございます。

したがって、過去の入札実績等から、設計金額と契約金額に大きな開きが出ている業務につきましては、構成市町村の実態と十分すりあわせをして、事務処理していきたいと考えております。

○1番（野坂道明） 議長。

○議長（松井義夫） 野坂議員。

○1番（野坂道明） 事務処理という表現がよくわからないんですけど、26年度の当初予算にも指摘した予算は計上されているんですけど、これは最低制限を実施するという理解で、導入するという理解で良いんですか。

○事務局長（足立信二） はい、議長。

○議長（松井義夫） 足立事務局長。

○事務局長（足立信二） 現在、設計金額と契約金額に大きな開きが出ている業務につきまして、業者に聞き取りをしたところでございます。最低制限価格の設定につきましては、その結果を踏まえ、現在、検討しているところでございます。

○1番（野坂道明） 議長。

○議長（松井義夫） 野坂議員。

○1番（野坂道明） 指摘した業務というのは、中央操作室管理運転業務委託ですね、これは26年度も前年と同規模の予算が計上されております。これの入札に関しては、1,000万からの入札残が発生しているわけですね。つまり、委託業務の最低制限価格の設定値の

最低を割り込んでいるような状態になっているわけです。これをですね、指摘もして、今年度同額の予算を計上されている。その前も同じような入札がずっとあるわけでしょう。これは要するに、入札を、入札した業者の札が正しいのか、設計の考え方が合わないのか、問題だと思うんですね。そこに答弁されていないんですよ。で、どうされるんですか。

○**事務局長**（足立信二） はい。

○**議長**（松井義夫） 足立事務局長。

○**事務局長**（足立信二） 設計金額につきましては、当方の設計には、きちんとした基準どおりの設計単価において設計いたしております。入札におきまして、業者側が落としてきているというところにつきましては、私の方ではそこまで調査をしておりますけど、どういう考え方で業者さんがやってらっしゃるかということまでは、把握はしておりません。設計金額につきましては、間違いなく妥当なものだと思っております。

○**1番**（野坂道明） 議長。

○**議長**（松井義夫） 野坂議員。

○**1番**（野坂道明） これはね、是非ね、少々のお話ではないんでね。3,000万に対して1,000万からの入札残ですよ。安けりゃ良いだろうという話じゃないというのは、その認識は前回議会で言われました。いろんな問題をはらんでいるというところの認識は示されました。であればですね、早急に業者さんとその点、どういう理由なのか、みたいなところはですね、あるいはそれ以外の何かあるのかどうなのかですね、これをきちんと調査して、また議会の方にも報告してください。今回の入札もあるわけですから、その状況もしっかり確認したいと思います。

○**事務局長**（足立信二） はい、ちょっと良いですか。

○**議長**（松井義夫） 足立事務局長。

○**事務局長**（足立信二） 先ほどの答弁でも申しましたが、業者の調査、聞き取りというのはしてございまして、業者さんの回答といたしましては、企業努力で適正な額で契約していると、自分の方はそういうふう考えているということで、実態として賃金の切り下げとか、そういう不利益になることはいたしてないという回答をいただいております。

○**1番**（野坂道明） 議長。

○**議長**（松井義夫） 野坂議員。

○**1番**（野坂道明） そういう一切の問題がないということであれば、この問題に関してはどうされるのか、そのケースはそうなんでしょうけど、要するに、最低制限価格の導入される目的というものがあるわけですから、これはしっかり考えていただかないと問題があるなと、こんなふうに思います。

続きまして、プラスチックの選別処理について、お尋ねします。選別したプラスチック材は石炭等の代替燃料として利用すると聞いておりますが、具体的にどのような利用を想定されているのか。また、運搬費を含む処理費の積算根拠ですね、それと処理業者の状況、これらについて、お尋ねします。

○事務局長（足立信二） はい。

○議長（松井義夫） 足立事務局長。

○事務局長（足立信二） まず、選別したプラスチック材の具体的な利用方法でございますけど、現在想定しておりますのは、R P F 燃料というプラスチックと古紙などから製造される固形燃料の原料として利用するという考え方をしております。主に製紙会社等のボイラー燃料として使用されております。

次に、運搬費を含む処理費の積算根拠と処理業者の状況についてでございます。処理費につきましては、近隣業者への聞き取りにより、現時点で想定される単価を算出しております。また、運搬費につきましては、同じような業務がございますリサイクルプラザで同様の契約をしておりますので、その契約単価を参考にしております。処理費用と運搬費を合わせた取り引きを想定しているところでございます。

処理業者につきましては、近隣では米子市、境港市、松江市に1社ずつR P F 製造業者がございまして、岡山県や広島県にも数社あるようでございます。

○1番（野坂道明） はい、議長。

○議長（松井義夫） 野坂議員。

○1番（野坂道明） 運搬費につきましては、リサイクルプラザの単価を参考としているということですが、県外業者、先ほど岡山、広島っておっしゃいましたけど、県外業者を想定した場合は、この運搬費は変わってくるんだろうと思うんですね。この点についてはどうなのか、あと近隣で何社かを挙げておられますけど、入札についてはどのようなお考えなのかお尋ねします。

○事務局長（足立信二） はい。

○議長（松井義夫） 足立事務局長。

○事務局長（足立信二） 県外業者を想定した場合の運搬費でございますが、県外業者との契約は運搬距離が長くなりますので、必然的に運搬費用は高くなることが想定されます。

入札方法につきましては、先ほどお答えしましたとおり、現段階では処理費と運搬費を合わせた経費での入札を行い、経費節減を図るよう考えております。

○1番（野坂道明） はい。

○議長（松井義夫） 野坂議員。

○1番（野坂道明） 遠くは運搬費がかかるというのは、そうなんだろうけど、今の議会に説明されている運搬費というのは近隣で積算されているということであれば、どこまで広げるかという話なんですね。遠くなればなるほどそれは上乘せだということであれば、これは議会は説明、そういうような理解はしていないわけですよ。なってくれば、できるだけ近隣の業者さんという考えというのは誰でもそうなんだろうと思います。これがですね、先ほど来、言ってますように、また1社入札みたいな話になってね、ならないようにですね、きちんとその辺の状況とかは、事前に調査されてですね、業者さんの意向とかいろんな問題点とか聞き取りもされて、入札出してからこういう結果になりましたという話ではなくてで

すね、ちゃんときちんとした競争性が担保できる入札執行をお願いしたいと思います。

続きまして、三点目のし尿処理施設と汚泥処理について、お尋ねします。まず最初に、施設の統廃合につきまして、広域市町村圏計画では、米子、淀江、白浜と米子、2施設の統廃合について、改修から20年を経過して、老朽化がかなり進んでいることから検討するとしてあります。具体的にどのような検討がされているのかお尋ねします。

○事務局長（足立信二） はい。

○議長（松井義夫） 足立事務局長。

○事務局長（足立信二） 両浄化場の改修の検討についてでございますけど、2施設の統廃合を含めた処理体系について、内部に検討委員会を早急に設置いたしたいと考えております。具体的には、検討の内容でございますけど、将来の両浄化場の搬入量の推計、並びに現在の処理能力等の検証を行い、2施設を統合し新施設なのか、どちらかの施設に統合して改築なのか、改修なのか、並びに現2施設の改修を行うのかということ、改修の時期及び改修費用につきましても併せて検討していきたいと考えております。

○1番（野坂道明） 議長。

○議長（松井義夫） 野坂議員。

○1番（野坂道明） 様々なケースを想定されて検証されるというのは、これは手続きですから、しょうがないんでしょうけど、方向性としたら統廃合ということ、統廃合という方向性を打ち出されているわけですから、その根拠みたいなものをもっと積み上げていって欲しいなと思うわけです。

白浜浄化場を仮に廃止した場合、仮にですよ、米子浄化場に一元化することになりますね。仮にこうした場合、搬入量に対する処理能力というのは対応可能なんですね。米子浄化場でね。この点については、どのようなご認識なんですか。

○事務局長（足立信二） はい。

○議長（松井義夫） 足立事務局長。

○事務局長（足立信二） 白浜浄化場を廃止し、米子浄化場に一元化することにつきましては、議員のおっしゃるとおり、搬入量の年間平均を見ますと、米子浄化場の処理能力で可能だと思われませんが、住民からの汲み取り要請が多い、年末、盆前、年度末及び年度初めの時期は、施設の処理能力的に対応ができない状況となっております。従いまして、時期的に処理が困難な状況がありますことから、現状では一元化は困難であると考えております。

○1番（野坂道明） 議長。

○議長（松井義夫） 野坂議員。

○1番（野坂道明） わかりました。需要が集中する時期があるから一元化が困難というご答弁でありましたけど、これは許可業者さんがされているわけですから、もちろんこの業者さんと住民の皆さんの協力が前提となりますよ。前提ですが、需要のピークカットを一生懸命お願いしたら、ピークをずらしていけば、全体の処理能力というのはまかなえておるわけですから、つまりこれは、電力の受給の時も、東日本の大震災の時も電気さえ、ピークカ

ットという大変なことで住民も協力していったわけですよ。そういうようなことでですね、皆さんが汗を流せばですね、年間1億からの経費が削減できるわけですよ。その分が構成市町村の市民の利便に資する事業のまた新たな財源、あるいは広域のやらないといけない財源、こういったようなものに充てれると思うんです。ですからね、いろんな問題はあるんだろうと思いますけど、そこに向かっていろんな方法というのを考えいくべきだと思うんですけど、いかかですか。

○事務局長（足立信二） はい。

○議長（松井義夫） 足立事務局長。

○事務局長（足立信二） 先ほども答弁いたしましたけど、年末ないし盆前、年度末、年度初めに市町村からの搬入量が多く、住民からの汲み取り要請については市町村の許可した業者が請けておまして、住民の協力が前提となりますが、これらの時期の搬入のピークをカットを行うということは住民生活及び住民の感情を考慮しますと、現実的には困難と考えております。

○1番（野坂道明） 議長。

○議長（松井義夫） 野坂議員。

○1番（野坂道明） 夏の電気のピークカットなんていうのは、われわれのところはお陰様であまり影響はなかったわけですけど、特に、関西なんていうのは大変な思いでそのピークカットに協力されていったわけですよ。先ほど来、おっしゃるように、業者さんの理解であったり、住民の理解であったり、協力であったり、こういったものが前提になりますけど、その辺りが皆さんのご理解を得て、仮に、事前にそこをずらしていくようなことがやれたとしたら、こんだけの経費が削減できるわけですよ。これはね、困難、困難ということも言っているけど先に進んでいきませんよ。ですから、可能な、どうやれば可能になるのか、その辺りだけでもですね、相談されてみるとか、実際に協議も、この点についてね、相談、協議もしていただけませんか。

○事務局長（足立信二） はい。

○議長（松井義夫） 足立事務局長。

○事務局長（足立信二） 先ほども答弁いたしましたけど、市町村の許可業者でございますので、市町村との協議、協議といいますか、話し合い、並びに汲み取り業者の業者団体等との意見交換、並びに働きかけ等は努力いたしたいと思いますが、何せ、許可が市町村の許可になっておりますので、その辺をご理解いただきたいと思います。

○1番（野坂道明） 議長。

○議長（松井義夫） 野坂議員。

○1番（野坂道明） その辺の許可権限、許認可の権限であるとかですね、その辺の仕組みというのは私も理解してるんで、それはどこまでいってもお願いですよ。まず、協議の前に意見交換でしょう。言われるようにね。ただ、こういうようなことも、やはり意見交換してみてください。お願いしておきます。

続きまして、汚泥の資源化について、お尋ねします。27年度のエコスラグセンターの廃止に伴いまして、し尿汚泥の焼却処分も中止するしかないと思うんですね。そうなっていった場合、環境負荷の低減の観点からできるだけ早い時期に、合わせてですね、中止して資源化に回すべきだと考えますけど、いかがですか。

○事務局長（足立信二） はい。

○議長（松井義夫） 足立事務局長。

○事務局長（足立信二） 浄化場の汚泥の資源化についてでございますが、エコスラグセンターの廃止に伴い、米子、白浜両浄化場のし尿汚泥の焼却は中止します。外部委託するというところで検討いたしたいと思っております。

し尿汚泥の資源化につきましては、炭化处理、セメント原料化等を検討していきたいと思っております。新年度におきましては、これらの方法を試験的、試行的に実施し、検証していきたいと思っております。

○1番（野坂道明） 議長。

○議長（松井義夫） 野坂議員。

○1番（野坂道明） わかりました。そうしますと、資源化に伴いまして、焼却施設も廃止するということになりますね。そうすると、これは廃止して撤去されるんですか。解体撤去されるんですか。

○事務局長（足立信二） はい。

○議長（松井義夫） 足立事務局長。

○事務局長（足立信二） 焼却設備につきましては、浄化場の処理棟内にあるラインの一つの区画に設置されております。撤去しなくても支障がないということ、また、撤去した後の場所を利用することも現在ございませんので、設備の撤去は必要がないと考えております。

○1番（野坂道明） 議長。

○議長（松井義夫） 野坂議員。

○1番（野坂道明） なぜこういうことを聞いたかと言いますと、総務省がですね、先ごろ示しましたけど、公共施設の除却についての地方債の特例措置というのがあるんですね。つまり、いろんな施設の除却に、解体撤去に起債を認めるんですね。そして、そういう措置が26年度から一定期間始まるわけですね。早速に、総務省の辺りには1,000件以上の問い合わせが各自治体から挙がっているっていうふうに聞きます。先ほどの浄化場もそうですよ。やはり、中長期のそういったようなものの全体的な活用、処理方法というのを定めてですね、除却、撤去していく施設についてはですね、計画に基づいて、この特例措置を活用すべきだと思うんですけど、いかがですか。

○事務局長（足立信二） はい。

○議長（松井義夫） 足立事務局長。

○事務局長（足立信二） 一番前提の両施設の統廃合っていう観点から申しますと、こういう制度を活用して参りたいと考えております。ただ、そういうことに当たっても、先ほど申

しましたけど、内部検討委員会等、きちんと検証いたしまして、できる限りそういった措置を活用して参りたいと考えております。

○1番（野坂道明） 終わります。

○議長（松井義夫） 以上で、通告による一般質問は終わりました。

他にないものと認め、一般質問を終結いたします。

~~~~~

## 第7 議案第5号～議案第10号（質疑・委員会付託・採決）・ 報告第1号（質疑）

○議長（松井義夫） 次に、日程第7、議案第5号から第10号までの6件、並びに報告第1号、以上7件を一括して議題といたします。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松井義夫） 別にないものと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案6件につきましては、お手元に配布しております付託区分表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

委員会審査のため暫時休憩いたします。

休憩 午後2時44分

再開 午後3時32分

○議長（松井義夫） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、6件の議案について、各委員会の審査報告を求めます。

はじめに、総務消防教育常任委員会の審査報告を求めます。野口委員長。

○総務消防教育常任委員長（野口俊明） はい、議長。

○議長（松井義夫） 野口議員。

○総務消防教育常任委員長（野口俊明）（登壇） 総務消防教育常任委員会の審査報告をいたします。

当委員会に付託されました議案6件について、先ほど委員会を開き、審査をいたしました結果、まず、議案第5号、専決処分について、鳥取県西部広域行政管理組合分賦金条例の一部を改正する条例の制定については、全会一致で原案のとおり、承認すべきものと決しました。

次に、議案第6号、鳥取県西部広域行政管理組合の消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定については、全会一致で原案のとおり、可決すべきものと決しました。

次に、議案第7号、鳥取県西部広域行政管理組合消防本部及び消防署の設置に関する条例

の一部を改正する条例の制定については、全会一致で原案のとおり、可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号、鳥取県西部広域行政管理組合消防手数料条例の一部を改正する条例の制定については、全会一致で原案のとおり、可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号、鳥取県西部広域行政管理組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定については、全会一致で原案のとおり、可決すべきものと決しました。

最後に、議案第10号、平成26年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計予算のうち、当委員会の所管部分については、全会一致で原案のとおり、可決すべきものと決しました。

以上で審査報告を終わります。

**○議長**（松井義夫） 次に、民生環境常任委員会の審査報告を求めます。野坂委員長。

**○民生環境常任委員長**（野坂道明） 議長。

**○議長**（松井義夫） 野坂委員長。

**○民生環境常任委員長**（野坂道明）（登壇） 民生環境常任委員会の審査報告をいたします。

当委員会に付託されました議案1件につきまして、先ほど委員会を開き、審査をいたしました結果、議案第10号、平成26年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計予算のうち、当委員会の所管部分については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で審査報告を終わります。

**○議長**（松井義夫） 以上で、委員長の報告は終わりました。

それでは、ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

**○議長**（松井義夫） 別のないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

**○議長**（松井義夫） 別のないものと認め討論を終結いたします。

これより、議案第5号から第10号までの6件を、順次、採決いたします。

初めに、議案第5号、専決処分について、鳥取県西部広域行政管理組合分賦金条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案承認であります。原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長**（松井義夫） ご異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第6号、鳥取県西部広域行政管理組合の消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (松井義夫) ご異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号、鳥取県西部広域行政管理組合消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (松井義夫) ご異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号、鳥取県西部広域行政管理組合消防手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (松井義夫) ご異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号、鳥取県西部広域行政管理組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (松井義夫) ご異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号、平成26年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計予算を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (松井義夫) ご異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

## 第8 議案第11号・議案第12号

○議長 (松井義夫) 次に、日程第8、議案第11号及び第12号、2件を一括して議題と

いたします。

提案理由の説明を求めます。野坂管理者。

○**管理者**（野坂康夫） 議長。

○**議長**（松井義夫） 野坂管理者。

○**管理者**（野坂康夫）（登壇） ただ今、一括ご上程をいただきました議案第11号及び議案第12号について、ご説明を申し上げます。

まず、議案第11号は、任期満了に伴う監査委員の選任について、議会の同意をお願いするものでございまして、本組合の監査委員、村山敏隆氏の任期が、本年3月31日をもって満了となりますので、引き続き、同氏を委員に選任しようとするものでございます。同氏の履歴につきましては、議案のほか、参考資料を添付いたしておりますので、よろしくご審議をいただき、ご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

続きまして、議案第12号は、任期満了に伴う教育委員会委員の任命について、議会の同意をお願いするものでございまして、本組合の教育委員会委員、上森英史氏の任期が、本年3月31日をもって満了となりますので、引き続き、同氏を委員に任命しようとするものでございます。同氏の履歴につきましては、議案のほか、参考資料を添付いたしておりますので、よろしくご審議をいただき、ご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○**議長**（松井義夫） これより、本件に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**議長**（松井義夫） 別のないものと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております2件については、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○**議長**（松井義夫） ご異議なしと認め、委員会付託を省略いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**議長**（松井義夫） 別のないものと認め、討論を終結いたします。

これより、2件を順次、採決いたします。

初めに、議案第11号、監査委員の選任についてを採決いたします。

本件については、原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**議長**（松井義夫） ご異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり同意されました。

次に、議案第12号、教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

本件については、原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長** (松井義夫) ご異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり同意されました。

~~~~~

閉 会

**○議長** (松井義夫) 以上で、本定例会に付議されました事件は、すべて議了いたしました。

これをもちまして、平成26年第2回鳥取県西部広域行政管理組合議会定例会を閉会いたします。

午後3時43分 閉会

地方自治法第292条において準用する同法第123条第2項の規定により署名する。

鳥取県西部広域行政管理組合議会議長

同 議員

同 議員